

# 委員提出資料

## 目 次

- 王寺 直子 委員提出資料 . . . P . 1
- 奥山 千鶴子 委員提出資料 . . . P . 2
- 駒崎 弘樹 委員提出資料 . . . P . 4
- 月本 喜久 委員提出資料 . . . P . 9
- 三日月 大造 委員提出資料 . . . P . 10
- 水谷 豊三 委員提出資料 . . . P . 11
- 望月 昌幸 委員提出資料 . . . P . 13
- 山本 和代 委員提出資料 . . . P . 15
- 木村 義恭 委員提出資料 . . . P . 16

令和3年10月11日

第58回子ども・子育て会議 御中

特定非営利活動法人  
全国認定こども園協会

## 意見書

### 1. 0.3兆円超の質の向上に係る事項について

---

幼児教育・保育の環境は年々、障がい児、外国に由来を持つ子どもや家庭環境に特別な配慮が必要な家庭の子どもや医療的ケア児の支援など多様化してきている。認定こども園等ではそのようなニーズを受け止め、その受け入れや必要な支援を進めることが必要となっている。そのため、これまで以上に保育の質の向上に向けた取組を強化することが重要となっている。

多様なニーズを受け止め、子どもの最善の利益を保障するためには、人的確保と適切な職場環境の改善が大変重要である。そのために、未だに実現できていない「0.3兆円超」メニューの職員の配置基準の改善やその他の保育の質の向上の実現を目指し積極的に取り組んでいただきたい。

### 2. 認定こども園等幼児教育・保育施設の多機能化の推進について

---

少子高齢人口減少が進み、さまざまな分野で担い手不足も深刻となっている中、幼児教育・保育施設も例外ではない。地域の子ども・子育て支援の中心となりうる認定こども園等が積極的に地域子ども・子育て支援事業などの複数の事業を多機能的に取り組むことができるよう支援体制を推進していただきたい。

また、認定こども園は子育て支援事業が必須化されているが、人間的な面での措置があるものの事業に対するインセンティブがない状況である。認定こども園の必須化されている子育て支援事業が今後さらに重要度が増す中において、各園がより積極的に取り組むことができるよう、加算等の創設をお願いしたい。

### 3. 各園の利用定員変更手続きについて

---

昨今の少子化による園児の不足により、園によっては定員に達することができず、利用定員の引き下げを余儀なくされている。しかし、一部自治体において、明らかに定員を下回っている状況であり、定員に達する見込みがないにも関わらず、利用定員の引き下げを認めない指導をしている自治体がある。公定価格が園児数×単価である以上、利用定員数に近づくことで通常の経営が成り立つ仕組みとなっており、利用定員が引き下げられないということは単価が低いままとなり、直接的に経営に大きな打撃を与えることとなる。実態に即した指導を行うようお願いしたい。

以上

2021年 10月 11日

## 子ども・子育て会議（第58回）意見

NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会  
奥山千鶴子

### 1. 若い世代の結婚・出産の希望をかなえていくために

出産費用への支援、産後ケア事業、情報提供等、特定の人だけではなく、ポピュレーションアプローチとして支援が確実に届く体制整備

敷居の低い相談場所や交流の場である地域子育て支援拠点等の多機能化の促進

### 2. 令和4年度厚生労働省予算概要要求（子ども・子育て関係）に関連して

「子育て世帯訪問支援モデル事業（仮称）」が提案されているが、子育てに関する各種ヘルパーに関しては、一度整理し、研修の体系づくりが必要ではないか。そのうえで、約3割近い自治体を実施している、産前産後ヘルパー派遣事業（家事育児支援ヘルパー派遣）には、国庫補助による支援が必要ではないか。

事業	名称	対象家庭	補助の状況
子育て世帯訪問支援事業（新規）	育児支援ヘルパー	ヤングケアラー等、育児に不安を抱える家庭	国庫補助
養育支援訪問事業（地域子ども・子育て支援事業）	育児・家事ヘルパー	養育支援（家事・育児支援）が必要と判断された家庭	国庫補助
ひとり親家庭日常生活支援事業	家庭生活支援員（ヘルパー）	ひとり親家庭で支援が必要な家庭（未就学児、小学生）	国庫補助
多胎妊産婦サポーター等事業	多胎妊産婦サポーター	多胎妊婦、多胎家庭	国庫補助
産前産後ヘルパー派遣事業（家事育児支援ヘルパー派遣）	産前産後ヘルパー 家事育児支援ヘルパー	支援が必要な家庭 産前・産後は4～5カ月までが多い	国庫補助なし

\* 利用については、すべて行政側の判断が必要

(参考)横浜市産前産後ヘルパー派遣事業

派遣対象:(1)妊娠中で、心身の不調等により子どもの養育に支障があり、かつ、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯。(2)出産後5カ月(多胎児の場合は出産後1年)未満で、日中家事又は育児を行う者が他にいないため、支援が必要な世帯。

支援内容:横浜市と契約した産前産後ヘルパー派遣事業者からヘルパーを派遣し、家事及び育児を支援。

利用時間及び回数等:月曜日から金曜日(年末年始・祝日は除く)の9時から17時まで、1回2時間、1日2回まで。産前・産後各20回以内(多胎児出産の場合は、産後40回以内)。利用者の自宅での利用。利用者の外出に付き添うことは可能。

利用料:1回(2時間以内)あたり、1500円。生活保護世帯、住民税非課税世帯等で利用料減免あり。

### 3. 地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化にむけた検討状況について

分野別WGで、地域子ども・子育て支援事業(13事業)における標準化対象範囲について検討し、「延長保育事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」の二つが候補にあがっているが、その他の事業についても、市町村の独自性は担保しつつ、基本となる部分は標準化していく必要があるのではないかと考える。

### 4. 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の報告について

社会的養育専門部会から提案されている今後の基本的な議論の方向性における、(1)妊産婦、子育て世帯につながる機会の拡大、(2)市区町村等のソーシャルワーク機能の拡充、(3)子育て世帯の家庭・養育環境への支援については、基本的に賛同する。

・全ての子育て世帯が気軽に相談できる環境については、「かかりつけの相談機関(身近な相談先)」として、いくつかの機関が例示されているが、なるべく利用者が選択できることや、選択し直すことなどができるよう柔軟な対応が良いのではないかと考える。

・様々な資源による支援メニューが例示されているが、NPO等による地域支援、社会福祉法人等による支援と分けずとも、事業・サービス、機関等で良いのではないかと考える。

・親子関係形成支援事業(仮称) 親に対する学びのプログラムについてもポピュレーションアプローチとして、予防的に実施しているグループワークを取り入れたプログラム等、幅広い支援プログラムを対象としてはどうか。

・一時預かりの受け皿や家事支援のサービスの不足により、子育てする親の負担を軽減できていない、親の関係を築く方法を学ぶ機会の不足感については賛同するものであり、市町村の事業計画に位置付けられているものの、拡充していかない体制を抜本的に見直していくべきであると考えます。

子ども・子育て会議 御中

NPO法人 全国小規模保育協議会 理事長  
 (財)日本病児保育協会 理事長  
 全国医療的ケア児者支援協議会 事務局長  
 認定NPO法人フローレンス 代表理事  
 医療法人社団ペルル 理事長  
 駒崎弘樹

## 意見書

◎保育園を誰もが入れる「みんなの保育園」に  
 ～保護者の就労要件を撤廃し、就労の有無や形態に関わらず保育園を利用できるように～

- ポスト待機児童時代に入り、全国の保育所等の定員充足率は年々低下しております。  
 ※定員充足率＝利用児童数÷定員

	保育所等数		利用定員数		利用児童数		定員充足率
平成31年	36,345か所		2,888,159人		2,679,651人		92.8%
	保育所等	28,713か所	保育所等	2,739,372人	保育所等	2,552,529人	
	幼稚園型認定こども園等	1,175か所	幼稚園型認定こども園等	49,745人	幼稚園型認定こども園等	45,256人	
	地域型保育事業	6,457か所	地域型保育事業	99,042人	地域型保育事業	81,866人	
令和2年	37,652か所		2,967,328人		2,737,359人		92.2%
	保育所等	29,461か所	保育所等	2,801,281人	保育所等	2,592,886人	
	幼稚園型認定こども園等	1,280か所	幼稚園型認定こども園等	58,058人	幼稚園型認定こども園等	55,718人	
	地域型保育事業	6,911か所	地域型保育事業	107,989人	地域型保育事業	88,755人	
令和3年	38,666か所		3,016,918人		2,742,071人		90.9%
	保育所等	29,985か所	保育所等	2,838,675人	保育所等	2,592,812人	
	幼稚園型認定こども園等	1,339か所	幼稚園型認定こども園等	62,990人	幼稚園型認定こども園等	58,807人	
	地域型保育事業	7,342か所	地域型保育事業	115,253人	地域型保育事業	90,452人	

引用：厚生労働省Press Release「保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11922000/000821949.pdf>

- これまではキャパがなく受け入れられなかった在宅子育て家庭やフリーランスワーカー、社会復帰したいけれど事情により就労先がなかなか見つからない家庭など、必要要件を満たしづらい家庭の子どもも保育所等で受け入れられるようになります。

- 在宅子育て世帯にも保育は必要です。  
共働き世帯に比べ、周囲からのヘルプが得られにくく、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える母親が、24時間小さい子どもと一緒にいることで虐待のおそれやそのリスクを高めています。
- 最新の報告<sup>1</sup>によると、1年間の子どもの虐待死事例(57人)では、「0歳」が28人(49.1%)で最も多く、「2歳以下」の割合が34人(59.7%)と半数を超える状況です。未就園児率の高い低年齢で深刻な事例が多く発生しています。
- 一時預かりもありますが、導入に消極的な自治体があったり、補助金が十分ではないために事業が広がりづらく、供給量が不足しております。令和元年度の実績<sup>2</sup>で見ると、未就園児1人当たりでは1年間に約3日の利用にとどまっております。利用したい時に利用できず、複数施設や他のサービスをかけもちで利用するなど、子どもの情緒や発達面を考えても、親子にとって望ましい姿とはいえない状況です。
- そこで、これまでのフルタイム・共働き世帯が利用する保育園という前提を見直し、保護者の就労形態や就労の有無に関わらず、誰もが利用できる「みんなの保育園」に変更すべきと考えます。
- そのためには、現行の「保育の必要性の認定」の就労要件(最低条件)の撤廃が必要です。
- 全体で進めることが難しければ、例えば、0～2歳児を対象に規模の特性を生かしてきめ細かな保育や保護者対応を実施している小規模保育事業で試験的に行ってみて、効果を見てから全体に広げてください。
- 特に地域型保育事業の充足率が低く空きが多いため、他施設より受け入れが可能で

施設別の定員充足率 ※( )は前年度比

	保育所等	幼稚園型認定こども園等	地域型保育事業	全体
平成31年	93.2	91.0	<b>82.7</b>	<b>92.8</b>
令和2年	92.6(▲0.6)	96.0(+5.0)	<b>82.2(▲0.5)</b>	<b>92.2</b>
令和3年	91.3(▲1.3)	93.4(▲2.6)	<b>78.5(▲3.7)</b>	<b>90.9</b>

- よって、小規模保育事業から保護者の就労要件を外して「みんなの保育園」に向けた取り組みを試験的に始めさせてください。

<sup>1</sup> 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第17次報告)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000825392.pdf>

<sup>2</sup> 保育を取り巻く状況について(P31)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000784219.pdf>

◎公定価格の「賃借料加算」「冷暖房費」について、算定方法を見直してください。

- 賃借料加算や冷暖房費加算の「利用子ども数×単価」の算定方法では、子どもの入所率が下がると補助金収入が減ってしまいます。
- 建物賃借料や冷暖房費は毎月定額なのに、子どもの数により収入が変動してしまう現在の加算の仕組みでは、今後、保育園等の量的拡充や少子化等により、保育園等の入所率が下がると事業者負担が増し経営を圧迫していきます。
- また、子ども1名欠員の場合の賃借料加算の影響は、100名定員の保育園では「1/100」減収ですが、19名定員の小規模保育事業では「1/19」減収になります。さらに、規模が小さければ小さいほど、1名あたりの単価が高いため、小規模保育事業を運営する事業者にとって非常に深刻な問題です。
- 利用子ども数に応じて施設・事業者側で調整ができない費用に関わる加算については、定員数で算定するように見直してください。

◎特区小規模保育を全国でできるようにしてください。

- 堺市等で行われている3～5歳の特区小規模保育ですが、当該自治体の方々にヒアリングを行うと、有用性を感じていらっしゃる、今後についても期待度が高いことが伺えます。
- これから全国的に少子化が進む中、人口減少地域では既存の認可保育園のインフラを維持できなくなる地域が多発してくる考えられます。そうなった際に、少人数の保育ニーズがある地域において、狭いスペースでも立ち上げられ、0～5歳児まで保育でき、かつ、家庭的保育・小規模保育事業者等の卒園児の受け皿となれる小規模保育所があれば、地域の保育インフラを維持していける可能性が見えてきます。
- しかし、事業者に取り組む意思があっても、特区申請をする自治体は多くなく、取り組み自体が限定的になってしまっている現状は否めません。また、元の定義(0～2歳)と違うため、建築上の各都道府県の施設要件の緩和措置が受けられなくなることを理由に取り組み自体を断念せざる得ない状況もあります。
- そこで、小規模保育事業の定義(0～2歳、19名)自体を現在の特区と同等にし(0～5歳、19名)、自治体が特区に申請しなくても、現在の要件を満たせば取り組める状況を作っていただけるようお願いいたします。このことで、整備と運営のしやすさを維持したまま、きめ細かい小規模ならではの保育が継続発展されていきます。
- 下記の例示のように、国では「小規模認可保育所の緩和」とされています。「小規模認可保育所」の定義が(特区の現状に合わせて)変更されれば、施設整備や運用における小規模認可保育所の緩和措置が受けられるものと考えられます。

例示

「日本再興戦略2016」平成28年6月2日閣議決定【抜粋】

### 3. 国家戦略特区による大胆な規制改革

⑥小規模認可保育所に対するバリアフリー条例の適合免除の明確化・待機児童対策として小規模認可保育所の設置を促進するため、共同住宅の用途変更による小規模認可保育所の設置について、東京都が、バリアフリー法に基づく「東京都建築物バリアフリー条例第14条」に係る具体的運用として、小規模認可保育所については、基準を満たさなくても円滑に利用できる旨を通知により明確化できるよう、国においても、小規模認可保育所について同法の建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けていない旨を明確化した上で、子どもも含めた生活者の自立した生活の確保といった同法の趣旨を踏まえ、小規模認可保育所において利用する者が想定されない設備等に関する規制を求めないなど、合理的な運用を促すための所要の措置を速やかに講ずる。

(上記の閣議決定を受けて)

東京都通知「28 都市建企第252号 平成28年 6月 2日 高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 第14条の適用に係る基本的な考え方について」  
【抜粋】「0歳から2歳までの低年齢児を対象」として緩和

## ◎保育の短時間認定・長時間認定の切り替えタイミングが、その家庭の実情に添えるよう、市区町村に通知してください

- 就労等の要件で保育園を利用している家庭が、下の子どもの妊娠・出産のためにそのまま保育園を利用すると、産後休業→育児休業への切り替えタイミングで、保育の必要量が保育標準時間から短時間に切り替わります。

区分	保育利用時間	保護者の状況
保育標準時間	1日最大11時間	・原則週30時間以上*2の就労、内定、就学、介護・看護 ・妊娠・出産、疾病、障害 ・災害復旧 ・社会的養護が必要
保育短時間	1日最大8時間	・週30時間未満の就労、内定、就学、介護・看護 ・求職活動中 ・育児休業中

(例:東京都八王子市の保育の必要量に応じた区分

[https://kosodate.city.hachioji.tokyo.jp/material/files/group/3/R03\\_shiori.pdf](https://kosodate.city.hachioji.tokyo.jp/material/files/group/3/R03_shiori.pdf)より)

- 産後休業は「出産翌日から8週間」と法律で決められているため、多くの家庭で、産後8週間をすぎると保育短時間認定となり、利用時間が1日最大8時間(8～16時、9～17時等)となります。

- しかしながら、産後8週間という期間は、早産児や多胎児、障害児を出産した家庭にとって、母体の回復も未然であり、生まれた子供の養育も不安定な状況です。早産児や多胎児、障害児は、出産後も数週間入院していることも多いためです。
- その状況の中で、保育園の送迎が8-9時／16-17時台になると、配偶者が勤務時間上送迎対応できないことが多く、出産後の母親に送迎の負担が重くのしかかることは明白です。
- 弊会にて内閣府ご担当者へ確認をしたところ、「自治体が保護者の状況を鑑みて保育の支給認定を決定する」との回答でした。実際に、沖縄県浦添市では「出産日から起算して5か月を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間」は保育標準時間と認定するなど、柔軟に対応している自治体も存在します。しかし、多くの自治体では前述の通り「産前休業→育児休業」という一律切り替えになっています。
- 内閣府から自治体に対し、「保護者の状況を鑑みて柔軟に保育時間を認定すること」という通知を再度発出していただきたいです。

全日本私立幼稚園 PTA 連合会

副会長 月本 喜久

資料 3 「経済財政運営と改革の基本方針 2021」の日本の未来を拓く 4 つの原動力の中に少子化対策が挙げられています。

希望出生率 1.8 はもとより、実際にはもうひとり子どもを産み育てたいが実現していないという家庭は現実にあるわけで、就労の有無にかかわらずそれが実現できる具体策に期待いたします。

次にわいせつ行為をおこなった教員職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づき、早急に取り組み策を具体化させていただき、保護者にも周知し安心につながるようにご尽力ください。

そして幼い乳幼児を託す保育士に関しても、法律に基づく具体策を講じていただきますよう切に願っています。

保護者が安心して我が子を託せる教育・保育の場を早急を実現していただきますよう重ねてお願いいたします。

#### 1 号認定家庭の育児休業期間の保育短時間利用について

2 号認定家庭が次のお子さんの出産によって育児休業を取得した場合には、引き続き上のお子さんは 8 時間の保育短時間を利用できます。

1 号認定家庭のこどもも、同様の期間は 8 時間の保育短時間利用は認められないでしょうか。

2 号認定で育児休業を取得した場合は、基本的に 1 号認定家庭と同じ状況で育児をしています。

2 号認定に切り替えることが利用定員上難しい場合は、せめて新 2 号認定として預かり保育利用の減免ができるよう、子育て支援としてご配慮ください。

## 第58回 子ども・子育て会議 意見書

滋賀県知事 三日月 大造

### 1 令和3年4月1日時点の待機児童数について

令和3年4月1日現在の待機児童数について、滋賀県では184人と、昨年度の495人から311人減少した。

本県においても、待機児童減少の背景には、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う利用控えもあったと県内の自治体から聞いている。

感染症は、待機児童だけではなく、利用者にも影響している。

本県では、第5波と言われる7月下旬から9月末までに保育関連施設11か所でクラスターが発生した。

感染者発生に伴う休園により、家庭での保育が必要となり、このため保護者が長期間、働くことができず、保護者の収入減や医療現場逼迫の危惧などのお声もお聞きしている。

- 厚労省において、感染防止策の強化や、感染者が出ても全面休園せず子どもを預かり続けるための対策の指針・事業継続計画(BCP)のひな型を年末までに作成される方針が報道されているが、感染症の拡大期などにおいても、保護者が安心して子どもを預けられるため、いわゆる第6波の際には対応できるよう、早期に示していただきたい。

### 2 地域における保育所・保育士等に関する検討会について

- 待機児童が発生している地域もある一方で、少子高齢化が進んでいる地域では、保育所の存続・在り方についての検討も必要となっている。

保育関係団体からも園児数が減少する地域の保育所継続に焦点をあてた問題提起がされているところであり、国においても、地域における保育所・保育士の在り方について、論点整理に沿って、支援制度の方針を示すなどの対応を図られたい。

全日本私立幼稚園連合会  
政策委員長 水谷 豊三

資料 4：令和 4 年度概算要求の中で、多様な保育の充実として保育所等における医療ケア児等の受け入れ体制の整備を行う市町村への支援強化は医療ケア児家庭において心強い支援と言えます。市町村への周知を徹底していただき、多くの市町村が実施できるよう進めてください。また、体調不良児対応型病児保育事業に関しても、さらなる積極的な支援をしていただき、保護者が安心して我が子を託せるようよろしくお願いたします。

#### 参考資料 2 の在籍児把握について

認定こども園の類型別の認定・年齢別園児数の集計はとても参考になります。

しかし、この表では、例えば幼稚園における新 2 号・新 3 号認定の園児数など、教育・保育施設に在籍する子どもの数の全体像を知ることができません。

国や地方自治体の子育て支援施策の検討に役立てるためにも、幼稚園・保育所・認定こども園等すべての施設類型と認定区分を一目で把握できるようにならないでしょうか。

#### 処遇改善 に係る研修要件の一本化について

キャリアアップ研修につきまして、保育所は分野別、幼稚園及び認定こども園は研修時間の積み上げ方式ですが、この制度の違いが周知されていません。特に保育士の研修は幼稚園・認定こども園でも有効なのでよいですが、逆については認められないのでしょうか。

認定こども園と保育所は同じ業務を乳幼児に対して行っているにも関わらず、研修要件が別になっていることに矛盾を感じますし、研修を受けさせる園長や施設長もそのことを十分に説明できていない現実もあるように思われます。

加えて、保育士等キャリアアップ研修には、事務員・厨房(栄養士・調理師等)・通園バス業務従事者・看護師などの専門性が考慮されていません。

運転管理者・防火管理者・救急救命・ハサップなど専門団体が実施する研修などは「施設長が申告する研修」として限定的に認めるのではなく、必要な研修の一環として捉えるべきと考えます。

については保育士も積み上げ方式にするなど、要件の見直しを検討いただくとともに、多様な研修のモデルや事例等を国から示すようお願いいたします。

#### アレルギー調理員加算について

栄養士加算はありますが、アナフィラキシーショックのリスクを負うアレルギー食への対応については、調理員雇上げ加算はありません。

アナフィラキシーショックのリスクがある場合の調理は、通常の調理者とは別の者が担当し、まな板・包丁等の調理器具も別にしなければなりません。つまり、通常調理業務から完全にひとり抜ける調理体

制が余儀なくされます。

これは生命にかかわる問題でもありますから、別途調理員を配置する加算の新設によって、給食調理業務が安全に且つ支障なく行われるようご配慮ください。

保育教諭等の免許の両有人材の新たな処遇の改善について

保育者の人材確保について地方は大変苦慮しています。保育職に対する不人気で今後ますます拍車がかかると予想されます。

幼保連携認定こども園の保育教諭は、幼稚園教諭免許と保育所資格の両有が義務付けられていますが、処遇は保育職の給与です。公立の保育教諭の中には、認定こども園に移行して給与が下がった実態も数多くあります。

また、100 時間を超えることもある研修を受けて、幼稚園教諭免許の上進(二種免許かに一種免許の切り替え)をしても、給与に反映されないことも、質の向上を阻害する事にならないでしょうか。

保育の質の向上は国として大きな課題です。幼稚園免許(その免許の種類)と保育士資格を併有している方や免許状の上進を果たした方など、学び続ける保育者に対して適切な処遇改善がなされるよう特段のご配慮をお願いします。

急激な少子化の中で安定した経営が可能となるような配慮をコロナ禍により、各施設の利用実員は急激に減少しています。

本来、子ども子育て支援新制度の利用定員は、少なくとも定員減については実員に応じて施設の申請により変更でき、それにより経営の安定化が図れる制度設計です。

しかし、基礎自治体によっては、基礎自治体の条例などにより、利用定員の変更が出来ない実情が数多くあります。

今後、地域によっては実員が減り続け、処遇改善が図りたくても経営的理由で実行できない施設も出ます。

硬直した利用定員変更の運用の実態を把握していただき、速やかな改善をお願いします。

令和3年10月11日

内閣府  
子ども・子育て会議 御中

第58回 子ども・子育て会議  
意見書

公益社団法人 全国私立保育連盟  
常務理事 望月昌幸

1. 保育施設職員の処遇改善について

現在、保育者はコロナ禍においても懸命に子どもたちと向き合い、健全な成長を願いつつ利用者の就労支援を行うエッセンシャルワーカーとしての使命を果たしております。

また、保育者の求められる役割は多岐にわたり、質の向上をはかりながら地域福祉の為に日々努力をしているところです。

しかしながら、その責任の重さに見合う評価が適正にされないまま、いまだ全産業の女性労働者との賃金格差が是正されていません。

早急な対応をお願いするとともに、新制度施行時お約束いただいた、量と質の向上のための0.3兆円超の財源確保も早急に実現してください。

2. 人口減少地域における対応について

現在、地域における保育所・保育士等の在り方検討会が進められており、中長期的な視点に立って検討が進められております。併せて人口減少地域等における保育の提供に関する調査研究事業が始まり、今後の政策の方向性を注視しているところです。

しかしながら、今まさに人口減少に直面し運営が厳しい施設も多くあり、さらには複数の加算要件を満たすことができず、公定価格の加算部分2（主任保育士加算等）の対象から外れてしまう保育施設が増えてきております。そのような施設に対しては早急の対策が必要となっていますので、定員割れに柔軟に対応することのできる定員管理や、少子化地域に対応した公定価格の在り方を検討するとともに、安定した給付費を確保する為にも、どの地域においても平等に加算を受けられるよう、加算要件の見直し等の改善をお願いいたします。

併せて、経済財政運営と改革の基本方針2021の第2章3. 日本全体を元気にする活力ある地方創りの閣議決定について、一極集中型からの地方創生の為の分散型国づくりについては、賛同いたします。

コロナ禍でのテレワークをはじめとした働き方改革が進められる中、地方への移住支援体制を強化する事により、人が集まり新たな地域経済の活性化や人口減少の歯止めになれ

ばと考えます。国として積極的に進めて頂き、新たな国づくりの形としてください。

### 3. 処遇改善等加算Ⅱ研修修了要件について

新型コロナウイルス感染症に伴い、研修機会の減少に対応した形での令和5年度からの必須化及び段階的な研修修了要件を設定していただいた事に感謝いたします。

しかしながら新設園及び開園間もない保育施設等については、研修修了要件を満たすことのできない事も考えられることから、新設園及び開園間もない施設に限り、猶予期間の設定をご検討ください。

また、都道府県へ「処遇改善等加算Ⅱに係る研修実施体制の確保等について」の通知を发出して頂いていますが、都道府県により受講格差がみられること、また今後の新型コロナウイルス感染拡大が未知の事から、eラーニング等を活用した研修受講機会を増やして頂けるよう更なる後押しをお願いいたします。

さらには、処遇改善等加算Ⅰ及びⅡの取り扱いについて、都道府県及び基礎自治体の理解度に温度差があり、加算認定の遅れにもつながっております。

公定価格についてもそうですが、FAQを理解しなければ判断できない仕組みの改善をお願いいたします。

### 4. 幼児教育・保育の無償化について

1号認定子ども及び2号認定子どもの満3歳児における無償化の取り扱いについては、利用者にとって不合理な制度ではないかと考えております。さらには4月生まれの子と3月生まれの子どもでは、利用者負担額に11ヶ月もの違いが生じます。

早急に検討頂き、解決して頂けるようお願いいたします。

### 5. 基幹業務等システムの統一・標準化の方向性について

子ども・子育て支援新制度5年後見直し（市町村等の更なる事務負担の軽減の検討）及び、地方分権要望の制度改正・公定価格改定への対応のシステム改修、さらには、「デジタル・ガバメント実行計画」及び、「新経済・財政再生計画改革工程表2019」に基づく、基幹業務等システムの統一・標準化の方向性は理解できます。

平成29年度事業の経済産業省「保育現場のICT化・自治体手続等標準化検討会」においては、標準化が困難な現場の状況・課題に直面し、実証事業の結果課題を確認したといった内容の提言にとどまっています。

今回のシステム統一・標準化については、十分な検証を行い委託費の支払いが遅れるなど保育現場が不利益をこうむる事のないよう配慮願います。

内閣府 子ども・子育て会議  
会長 秋田 喜代美 様

子ども・子育て会議委員 山本 和代

## 意見書

子ども・子育て支援をめぐる課題について、検討すべきと考えられる事項に対し、以下のとおり意見を申し述べます。

### 1. 子どもが心身ともに健やかに成長できるよう「保育の質」の向上策を検討すべき

- <資料5 教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議年次報告の概要>  
教育・保育施設等における重大事故防止策として、まず保育士等の業務負担を軽減するため配置基準の見直しを進めるべきである。特に1・4・5歳児について、子育て支援の量的拡充および質の向上に必要な1兆円超の財源を早急に確保し実行すべきである。
- <資料8 令和3年4月の待機児童数調査ポイント>  
待機児童の減少について、新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えに関する検証を行うとともに、潜在的待機児童を含めた待機児童問題の解消に向けて、保育人材の確保および保育士等の処遇改善に取り組むべきである。また、検証結果は子ども・子育て会議においてご報告いただきたい。
- <資料11 認可外保育施設の無償化に係る施行後2年後を目途とする検討について>  
認可外保育施設が認可施設へ移行しない要因を明らかにするとともに移行促進を図るべき。子ども・子育て支援新制度の実施主体である市町村も指導監査を行う仕組みを検討すべき。

### 2. 子育てと仕事の両立支援だけでなく子育て全体を支援するための検討を

- <資料9 地域における保育所・保育士等に関する検討会について>  
地域における保育所・保育士等の在り方について、保育士等の保育経験を活かし子育て世帯の身近な相談支援を提供していくことを検討すべきである。地域や人口に寄らず、育児に対して不安や悩みを抱える保護者は多く存在する。一時預かり利用の促進のほか、乳幼児がいる保護者が気軽に子育てについて相談できる場として保育所を活用していくための検討をすべき。

### 3. 自ら公的なサービスにアクセスできない若年妊婦への支援を強化すべき

- <資料10 社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会>  
妊婦を含めたすべての子育て世帯とつながる機会の拡大に関する議論にあたっては、予期せぬ妊娠を家族やパートナーに相談できず、妊娠届出をしていない、妊婦健診を受診していないなどの若年妊婦を取りこぼすことのないよう、若年女性への支援に取り組むNPO法人等と連携し一層の強化に向けた検討をすべき。

### 4. 要保護児童対策地域協議会と市町村子ども・子育て支援事業計画を連携強化すべき

- 要保護児童対策地域協議会と市町村子ども・子育て支援事業計画との連携について、不足しているのではないかと、ということを知っている。例えばショートステイ事業など要保護児童対策協議会では受け皿不足の声が上がっても、市町村子ども・子育て支援計画では供給が足りないということになっていないなどである。  
要保護児童対策地域協議会と市町村子ども・子育て支援事業計画との連携を、さらに進めるよう対策を講じていただきたい。

以上

# 意見書

一般社団法人  
全国認定こども園連絡協議会  
会長 木村 義恭

令和4年度における子ども・子育て支援新制度に関する概算要求について、新型コロナウイルス感染拡大の厳しい社会情勢の中で、今年度同様格段のご配慮いただいていることに感謝申し上げます。

しかし、まだまだ幼児教育・保育現場は人材確保や処遇改善、社会的地位向上など課題は山積しています。当会はこのコロナ禍において、なかなか対面では集まることが出来ない中、オンライン支部会などを通して全国から様々な不安や悩みなどを収集しております。

この度、特に多かった意見を以下の点にまとめて提出させていただきます。ぜひ、協議実施くださいますようお願いいたします。

## 1. 保育教諭の人材確保と更なる処遇の改善

保育教諭の人材確保については苦慮していただいているところではありますが、このコロナ禍において今後ますます拍車がかかることが予想されます。日々の教育・保育の準備や子育てのケア、子どもの育ちの記録など専門職としての激務に加え、教育保育用具の消毒などの様々な感染拡大予防作業により、疲弊しきっているのが教育・保育現場の実情です。教育・保育業務以外の業務負担軽減への財政的支援に加え、岸田総理も掲げておられた「看護師や介護士、幼稚園教諭・保育士等の職種の収入を思い切って増やす」を実現していただき、誰もが目指したくなる職種への地位向上へつながるような特段のご配慮をお願いしたい。

## 2. 多様な補助事業の積極的活用できるように柔軟な対応を求めます。

保育士宿舍借り上げ支援事業、保育補助者雇上強化事業、ICT化推進等事業など、実施主体である市町村の厳しい財政状況で該当補助を受けられない現状があります。全ての子どもに平等な支援の観点からも、国が掲げた補助事業については実施主体である市町村から学校法人や社会福祉法人等が委託を受け、実施申請できるなど制度を柔軟に運用ができるように対応をお願いいたします。また保育者、施設等に対して様々な補助メニューを設けて頂いておりますが、1施設でも多く活用出来るよう補助事業のリスト化や検索窓口など分かりやすい情報提供の方法などを講じていただけるようご配慮をお願い致します。

## 3. 保育所等整備交付金について

保育所等整備交付金（本体工事等）については、原材料費の高騰を受け、現実の施設整備にかかる費用との乖離が非常に大きくなることで補助率が著しく低下している状況について、整備完了後の安定的な運営のため、調査等を実施する事で交付金額の調整をお願いしたい。

#### 4．非常時における臨時休園等の対応について

以前の子ども・子育て会議の意見書で提出させていただいておりましたが、近年の自然災害や、新型コロナウイルス感染拡大など「今までに経験したことのない」状況が今年度も続いております。国においても近年の災害には対策を注視、強化されておられることと存じます。平成30年11月9日の総務省行政評価局報道資料内の「子育て支援に関する行政評価・監視 - 保育施設等の安全対策を中心として - 結果報告書」の中の「(1) 非常時における保育施設等の迅速かつ適切な臨時休園の判断の推進」で『内閣府及び厚生労働省は、非常時における保育施設等の迅速かつ適切な臨時休園の判断を推進する観点から、地方公共団体等における臨時休園の実施基準を参考に、保育施設等の臨時休園の実施基準の設定に係る国の考え方を整理し、地方公共団体に提示するとともに、臨時休園の実施基準の設定を検討することについて地方公共団体に要請する必要がある。』とあります。

私たち教育・保育の現場を支えるものとして、「子どもたちの安心安全な教育・保育環境の確保」を最重要としています。しかし、現状は災害警戒レベル3が出ていても開所を求められている市町村があります。幼児・乳児は避難に時間を要します。大人のように自己判断能力がまだまだ未発達です。子どもたちの安心安全の確保はもとより、保育従事者の安全確保のために自治体の要請のみではなく、地域の実情を把握している各園においても臨時休園等判断ができるような格段のご配慮を強く要望いたします。

#### 5．保育人材確保のための総合的な対策

在留する外国人が増加する中で、教育・保育施設では、言語の通じない子どもや保護者への対応に苦慮しております。コミュニケーションの困難や文化の違いにより、トラブルに発展する事もあり、保育士不足の中で、業務負担が増加している状況です。多言語対応への人的支援や翻訳ツールなどの物的支援の拡充をお願い致します。

#### 6．発達支援を要する子どもたちの実態調査及びその対応

特別に配慮を要する子どもたちが年々増加している現状、教育・保育現場ではきめ細やかな対応を行ってきております。子ども子育て支援新制度の目的である「全ての子どもたちの最善の利益を保障する」観点からも実態把握が必要と考えます。それに基づいて特別に配慮を要する子どもたちの保育環境、職員配置、個別カリキュラムの構成など、全て子どもたちが自分らしく生きていけるための体制づくりが必要だと感じています。そのため、早急にアンケートなどの実態調査を実施いただけますようお願いいたします。

#### 7．認可外保育施設の無償化に係る2年後を目途とする検討について

無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けています。

幼児教育の無償化は全ての国民に負担を頂いている消費税を財源としており、公平な税の半分からも基準を満たすことが至極当然と考えます。

以上